

## 経営所得安定対策のお知らせ

令和3年度の経営所得安定対策が実施されます。

交付対象作物や交付対象者等制度の詳しい内容、申請方法については左記までお問い合わせください。

申請のない場合や申請期限6月25日(金)を過ぎてからの申請は交付金の対象となりません。申請書類の整備に時間を要する場合もありますので、当協議会への提出は6月14日(月)までお願いいたします。

なお、昨年度経営所得安定対策に加入されていた方には受付窓口開設日など、別途ご案内いたします。

### 【問い合わせ先】

八雲町地域農業再生協議会  
(農林課農業振興係内)  
☎0137-62-2203



## 中山間地域等直接支払制度 実施状況が 閲覧できます

(令和2年度交付金事業)

平成13年度から東野集落と入沢集落で取り組んでいる中山間地域等直接支払制度の令和2年度実施状況を次のとおり閲覧することができますので、希望される方は、左記までお越しください。

※中山間地域等直接支払制度とは、山間部や傾斜地など耕作条件が不利な地域において農業生産活動を継続することにより景観、治水、生物の多様性といった農村が持つ多面的機能を維持するための取組について、国や道、市町村が支援を行う制度。

### 【閲覧期間】

6月1日(火)～15日(火)  
午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

### 【問い合わせ先】

農林課農業振興係  
☎0137-62-2203

## 野生鳥獣にエサを与えないで!

カラスやスズメ、ハト、キツネ等の野生鳥獣を餌付けしてしまうと、「人は食べ物をくれる」と記憶し、人を恐れなくなることで次のような影響が生まれます。

### 【野生鳥獣への影響】

- ・人が与えるエサに依存し、自らエサを取ることができなくなる。
- ・生息数が増え、生態系のバランスが乱れる。
- ・人工的なエサを摂取するため、病気にかかりやすくなる。

### 【人への影響】

- ・人への警戒心が薄くなり、接近されるようになる。
- ・ふん害や騒音等により生活環境が悪化する。
- ・感染症の発生や拡散の可能性が高くなる。

### ☆野生鳥獣はエサを自分で探します

野生鳥獣はペットではありません。食物連鎖によって生態系が保たれています。人為的な影響を極力少なくすることが、正しい野生鳥獣との付き合い方になりますので、自然のまま、そっと見守りましょう。

### 【問い合わせ先】

農林課林業係  
☎0137-62-2203  
渡島総合振興局環境生活課  
☎0138-47-9439

## ヒグマの出没情報は「ひぐまっぷ」を!!

八雲町におけるヒグマの出没は、毎年3月下旬から12月上旬頃まで町内一円で確認されており、農業被害や人身事故等の発生が懸念されています。

町では、受報・確認したヒグマの情報を広く一般に周知するために、出没情報を地図上で収集整理し、町HPで閲覧することのできる「ひぐまっぷ」を運用しています。

山菜取りや登山、溪流釣り、キャンプなどのアウトドアを行う際には、「ひぐまっぷ」を確認の上、ヒグマが多く出没している場所への入林を控えるようお願いいたします。

★「R3 八雲町 ひぐまっぷ」で検索★

### 【問い合わせ先】

農林課林業係  
☎0137-62-2203

△広告

## 庭木、不要木の伐採お任せください!

- ご自宅、会社の敷地、未使用地などの伐採
- 伐採後の処理も実施いたします。
- 敷地内の草刈り、除草などのご相談
- 薪の販売
- キャンプの必需品! スウェーデントーチあります。

### 八雲産業(株)八雲事業所

TEL:0137-62-2608 八雲町宮園町120番地1

屋根・内装・外壁・店舗・吹付各種・シーリング・防水工事

その他・塗装全般でお困りの方お気軽にご相談ください。

※日中は携帯の方をお願いいたします。

せい せん  
さい 彩 鮮  
塗装工芸

〒049-3117 北海道二海郡八雲町栄町78-4

TEL&FAX 0137-60-0765

携 帯 080-5639-5916

